

第5章

計画推進のために



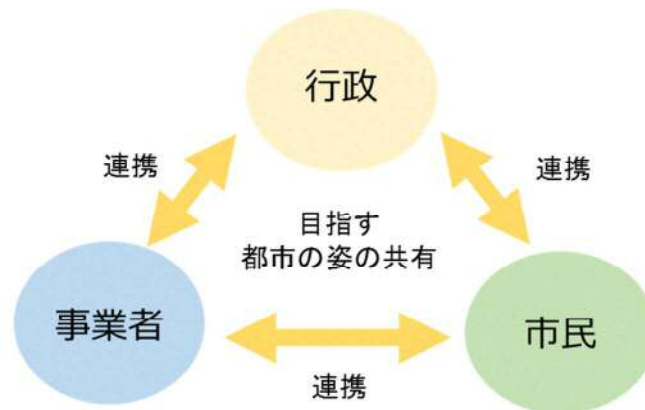
本計画でこれまで示してきた目指す都市の姿や都市づくりの方針は、市民をはじめとした多くの関係者との協働やあらゆる分野との連携、多様な手法の活用によって実現できるものです。このことを念頭に、本計画を効果的に推進し、これからも「住みよい」魅力ある都市づくりを行うための基本的事項を示します。

目指す都市の実現に向けた流れ



1 協働による都市づくりの推進

目指す都市の姿の実現には、一人ひとりが都市づくりに関心を持ち、市民・事業者・行政それぞれが都市づくりの主役であるといった意識が求められます。とりわけ、人口減少という大きな時代の転換期を迎えたこれからの都市づくりには、誰もが都市づくりを自分事と捉え、目指す都市の姿を共有する必要があります。



- 説明会などの開催を活用し、市民の意見などを集めるとともに、都市づくりの目標像を伝え、まちづくりへの市民参画を促します。



- 市民のほか、地域団体や事業者などの各主体と連携しながら、都市づくりを進めます。



■ これからの時代にふさわしい、魅力ある豊橋であり続けるためには、まちなかや道路、公園、河川などの公共空間においても、人々の活動や交流を促し、にぎわいや活力をもたらす取り組みを進めます。

■ 魅力あふれる交流やにぎわいの場を確保するためには、エリアの価値を向上させる公共空間の活用等による民間主体のマネジメント活動などを導入し、その場に出かけ、歩く楽しみを感じられる空間を協働で考えていく取り組みを進めます。



■ 身近な暮らしに必要な都市機能が集積され、公共交通の利便性の高い「歩いて暮らせるまち」を形成することで、健康的で豊かな生活に資する「歩きたくなる」都市づくりを進めます。

2 都市づくりに関する情報提供

市民の都市づくりに対する関心を高め、目指す都市の姿の実現に向けた取り組みを進めるためには、都市づくりに関する様々なデータや都市計画の進捗状況などを伝え、理解してもらう必要があります。

- 持続可能な都市づくりのため、集約型都市構造の形成を推進するにあたり、将来都市構造や集約による効果などを分かりやすく「見える化」する手法などを活用します。
- 頻発化、激甚化する自然災害に対応するため、都市における災害リスクを分かりやすく可視化することで、地域と情報を共有し、防災まちづくりの意識向上を図ります。
- 情報提供にあたり、分かりやすく容易に入手することができるよう、ホームページの活用など、都市づくりに関する情報の積極的な提供に努めます。



都市構造の可視化(人口集積の比較) (資料 : 国土交通省ウェブサイト)

3 都市計画制度等の活用

目指す都市の姿を実現するための手法は、都市計画法等に基づく制度や事業を活用して都市づくりを進めることを基本とします。

- 区域区分や用途地域、地区計画による土地利用の規制・誘導、土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地の整備、都市計画事業による道路や公園といった都市施設の整備など、目的や役割、特性を踏まえた上で、都市計画制度等を活用しながら総合的に都市づくりを進めます。

4 関係機関や関連計画との連携

本計画に位置づけられた方針や取り組みの実施に際しては、庁内の関係課、国、県等の様々な部署や機関が関わります。そこで、関係機関等との調整・連携を図りながら、本計画の方針に基づいた都市づくりを進めます。

本市では、都市計画マスタープランの一部と見なされる、「立地適正化計画」を2018（平成30）年度に定めています。

立地適正化計画は主に市街化区域の方針を定めており、居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通幹線軸の形成等に関する包括的なマスタープランとして、また、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりとして策定しました。

このため、本計画と立地適正化計画を一体的に運用するとともに、関連する計画と連携することで、目標の実現を図ります。

5 計画の進捗管理と見直し

本市が「住みよく活力ある豊橋」として安心して暮らせる都市づくりを進めるため、社会経済情勢の変化などを見極めながら、計画の見直しと進捗管理を行っていきます。

- 本計画における都市づくりの目標像の実現に向け、その達成度を定量的に把握し、進捗管理を効果的・効率的に行うため、上位計画である豊橋市総合計画や関連計画などに定められた指標を、参考指標として4つの目標像ごとに設定し、次頁以降に示します。なお、社会情勢等を鑑み、計画期間の途中であっても指標が変更になる場合があります。
- 都市づくりには長い年月が必要であることから、都市計画マスタープランは、長期的な視点のもとに策定していますが、豊橋市総合計画をはじめとする上位計画や関連計画の変更、社会情勢等の変化や参考指標に基づく評価結果等により、適宜見直しを行います。

目標像
1

快適に暮らせるやさしいまち

「快適に暮らせるやさしいまち」とは、居住や都市機能の集約が進み、拠点や生活圏からの移動を支える公共交通幹線軸が形成されている利便性の高いまちであるため、「居住誘導区域内人口の割合」、「歩いて暮らせるまち区域内の人口」、「公共交通の1日当たり利用者数」を参考指標とします。



参考指標	2019 (R1) 実績	2025 (R7) 目標値
居住誘導区域内人口の割合	70.5%	72%
歩いて暮らせるまち区域内の人口	165,548 人	166,300 人
公共交通の1日当たり利用者数	82 千人	維持

目標像
2

活気あふれる元気なまち

「活気あふれる元気なまち」とは、本市の顔となる中心市街地に住む人や通りを歩く人によって活気とにぎわいがもたらされ、持続的な産業発展ができる産業基盤が整っているまちであるため、「休日歩行者通行量の推移」、「産業用地における立地企業数」、「農業生産基盤整備面積」を参考指標とします。



参考指標	2019 (R1) 実績	2025 (R7) 目標値
休日歩行者通行量の推移	57,639 人	63,000 人
産業用地における立地企業数	45 社	60 社
農業生産基盤整備面積（累計）	145.9ha	381ha

目標像
3

自然豊かな美しいまち

「自然豊かな美しいまち」とは、緑豊かな居住環境や自然と調和した良好な景観が形成されているまちであるため、「緑の満足度」、「良好な景観形成の助言件数（累計）」を参考指標とします。また、本計画が目指す集約型都市構造は環境に配慮した低炭素なまちづくりにもつながることから、「温室効果ガス総排出量（2015年度比）」も参考指標とします。



参考指標	2019 (R1) 実績	2025 (R7) 目標値
緑の満足度	25.2%	33%
良好な景観形成の助言件数（累計） ※2021年度以降	— (50件/年)	600件
温室効果ガス総排出量（2015年度比）	—	-18%

目標像 4

安全・安心がつづくまち

「安全・安心がつづくまち」とは、災害に備えた安全な居住環境が整っているまちであるため、「土地区画整理事業進捗率」、「住宅の耐震化率」を参考指標とします。また、安全・安心がつづくまちには、住宅や施設の整備だけでなく、一人ひとりの防災意識の高さが求められることから、「防災訓練・講話の参加人数（累計）」を参考指標とします。



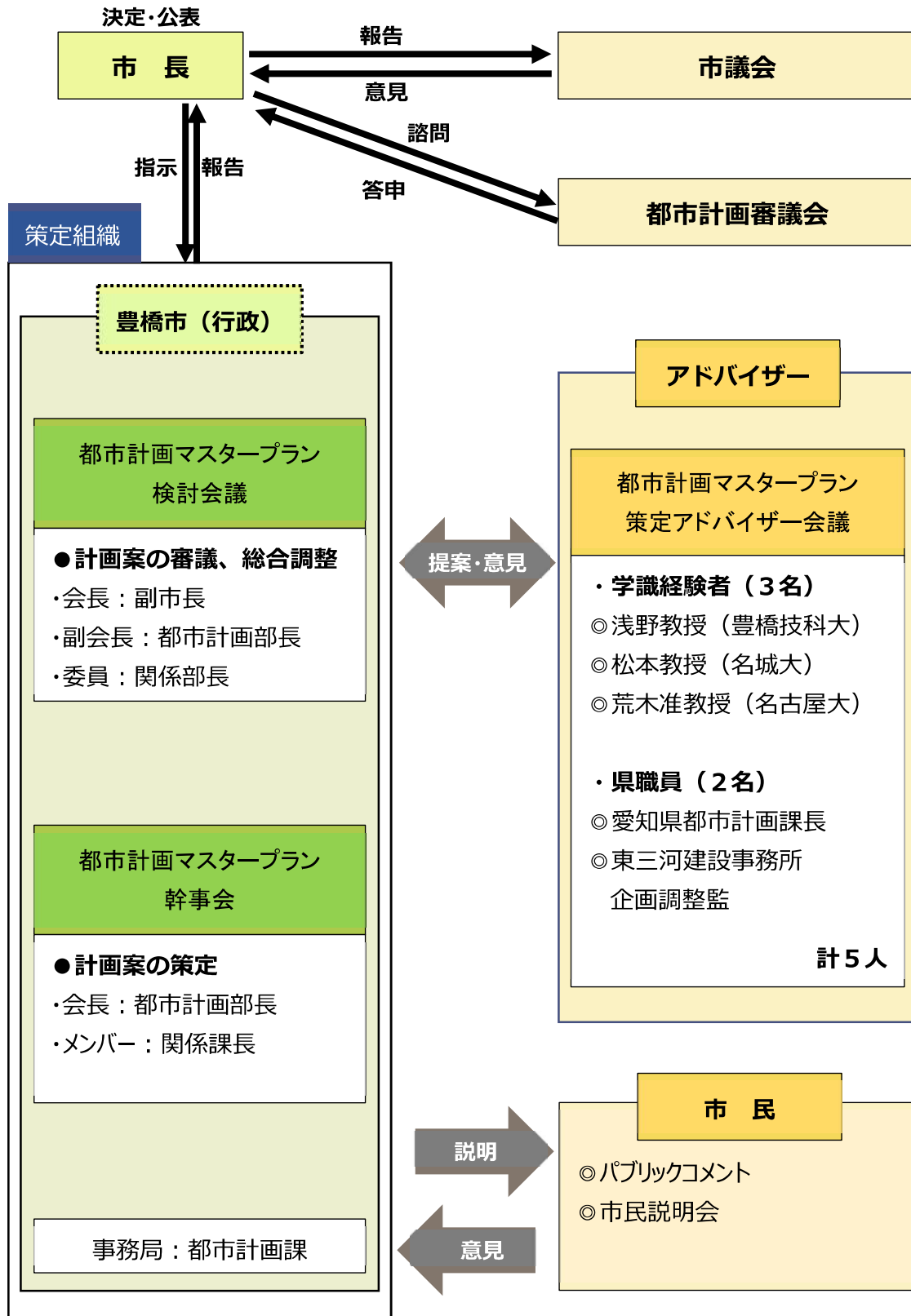
参考指標	2019 (R1) 実績	2025 (R7) 目標値
土地区画整理事業進捗率	81.2%	98%
住宅の耐震化率	90.5%	95%
防災訓練・講話の参加人数	62,558 人	63,000 人

參考資料



1 策定体制

(1) 策定体制



(2)策定アドバイザー会議名簿

※()内は前任者(令和元年度)

	氏名	所属(役職)
学 識 経 験 者	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授
	松本 幸正	名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科教授
	荒木 裕子	名古屋大学 減災連携研究センター 特任准教授
県 職 員	齋藤 保則 (片山 貴視)	愛知県都市基盤部都市計画課 都市計画課長
	渡會 竜二 (稲垣 秀高)	愛知県東三河建設事務所 企画調整監

(敬称略)

2 策定経緯

	年月日	内 容
令和元年度	令和元年 12月 19日	第1回 豊橋市都市計画マスタープラン アドバイザー会議 ・豊橋市都市計画マスタープランの改定について
	令和2年 2月 17日	市議会 建設消防委員会 ・豊橋市都市計画マスタープランの改定について (中間報告)
	令和2年 2月 25日	第132回 豊橋市都市計画審議会 ・報告事項：豊橋市都市計画マスタープランの中間 報告について
令和2年度	令和2年 7月 16日	第2回 豊橋市都市計画マスタープラン アドバイザー会議 ・豊橋市都市計画マスタープラン(素案)「序論～ 目標年次における都市の姿」について ・将来都市構造図(案)について
	令和2年 9月 9日	第3回 豊橋市都市計画マスタープラン アドバイザー会議 ・豊橋市都市計画マスタープラン 2021-2030(素 案)について
	令和2年 12月 25日	市議会 建設消防委員会 ・豊橋市都市計画マスタープラン 2021-2030(素 案)について
	令和3年 1月 7日	第134回 豊橋市都市計画審議会 ・豊橋市都市計画マスタープラン 2021-2030(素 案)について
	令和3年 1月 8日～ 令和3年 2月 8日	パブリックコメント
	令和3年 1月 9日/12日	市民説明会

3 用語解説

あ行	
アクセス交通	最寄りの交通結節点などにアクセスするための郊外部での日常的な移動手段のこと。例えば、徒歩、自転車、コミュニティバス、タクシーなど
ウォークアブル推進都市	国土交通省が令和元年7月に募集を開始した、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、国内外の先進事例などの情報共有や、政策づくりに向けた国と地方のプラットフォームに参加し、ウォークアブルなまちづくりをともに推進する地方公共団体のこと。本市においてもこの趣旨に賛同し、ウォークアブル推進都市となっている
インフラ	道路、鉄道、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。「インフラストラクチャー (infra-structure)」の略
か行	
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250mの範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置
霞提	江戸時代に豊川の治水の為に設けられた不連続な堤防で、豊川が増水したときに、堤防の切れ目から川沿いの低地へ水を流して溜めることによって、水の勢いで堤防が壊れることを防ぐ仕掛け
既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積
狭あい道路	緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路
緊急輸送道路	災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶために指定する道路。被災時には他の道路に優先して復旧作業を行う
区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域に区分すること

グリーンベルト	都市の無秩序な拡大の防止、災害の防止、環境の保全、レクリエーション利用に役立てるなどの目的のために、都市を環状にとりまくように設置される緑地帯
建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者同士等が建築物の基準（建築基準法による最低基準を超えた高度な基準）に関する契約を締結し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
交通結節機能、 交通結節点	駅前広場や駐車場、駐輪場などのように、鉄道、バス、自転車などの異種の交通手段間の乗り継ぎを円滑に行うための機能
さ行	
サイクル&ライド	自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車で行き、近くの駐輪場に駐車して、そこから鉄道やバスなどの公共交通を利用して目的地まで移動すること
再生可能エネルギー	資源として限りのある石油・石炭等の化石燃料と対比して、自然の中で繰り返し起こる現象からつくり出される風力、太陽エネルギー、地熱、水力、バイオマス、波力等のエネルギー
里山	居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取等を通じて、地域住民に継続的に利用されることにより、人々の生活と密接に結びつきながら維持管理されてきた森林
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域

市街地再開発事業	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、個人施行者、市街地再開発組合、都市再生機構、地方公共団体等により施行される事業。都市再開発法に基づく事業
支線公共交通	公共交通幹線軸を補完し、地域拠点と郊外部の住宅地や集落を結ぶ公共交通のこと。例えば、路線バス
自転車通行空間	自転車が通行するための道路または道路の部分
集約型都市構造	中心市街地や鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各都市機能が集約され、それらの拠点や生活圏、公共交通沿線に多くの人々が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い暮らしやすい都市構造のこと
準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定められる地域。市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域
ストックマネジメント	これまでに整備された都市施設や建築物等の修繕・改築等を最適化するため、リスク評価を踏まえた老朽化対策や長寿命化対策の優先順位付けや計画に基づく管理の手法
スマート IC	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金の支払方法）は、ETC を搭載した車両に限定される
た行	
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾等の広域交通拠点等と連結し、社会交流を支える規格の高い幹線道路。本市に関連する路線には、「名豊道路」、「豊橋浜松道路」、「豊橋環状道路」がある

地区計画	地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる計画
超高齢社会	総人口の中で65歳以上の高齢者割合が21%を超える社会のこと。高齢者割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会と呼ぶ
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称
都市機能	都市において生活を営む上で必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」等のほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む
都市経営	主に社会基盤（インフラ）の整備や維持管理、各種公共的サービスの提供などを行うこと
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。本市の場合は市全域が都市計画区域となる
都市計画区域マスタープラン	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のことであり、都道府県が、当該都市計画区域の発展の動向、人口、産業の現状および将来の見通しを踏まえ、広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けた大きな道筋を明らかにするもの

都市計画道路見直し結果	社会情勢や財政状況の変化等を踏まえ、未整備路線の必要性や事業の実現性などを検証・判断し、2016（平成 28）年 3 月に豊橋市が策定した都市計画道路ネットワーク及び都市計画道路整備プログラムのこと
都市施設	道路、公園、下水道など都市の骨格を形成し、機能的な都市活動や良好な都市環境を保持するための施設
土地区画整理事業	公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法で定めるところに従い、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行い、健全な市街地の造成を図る事業
な行	
内水ハザードマップ	大雨時に下水道管や水路からの浸水が想定される区域や浸水する深さなどの情報をまとめたマップ
内水被害	雨の量が下水道管などの排水能力を超えた時や河川などの排水先の水位が高くなった時に雨水を排水できなくなり、家屋や耕地などが浸水する被害のこと
は行	
パーク&ライド	自宅から最寄りの駅やバス停まで自家用車で行き、近くの駐車場に駐車して、そこから鉄道やバスなどの公共交通を利用して目的地まで移動すること
防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定められる地域。商業業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域
防災拠点	災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。例えば、避難所・避難場所や防災備蓄倉庫、救援物資の集積所、応急復旧活動拠点など
防災施設	災害に備え整備する施設のこと。例えば、防災備蓄倉庫、水防倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽、防災井戸、マンホールトイレなど

や行	
用途地域	都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類の用途地域がある
ら行	
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、人口減少や高齢化等に対応し持続可能な都市経営を行うために策定するもの。居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通幹線軸の形成等に関する包括的なマスタープラン
リニア中央新幹線	東京都から名古屋市を經由し大阪市までの約 438 km を、超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線
ロードサイド施設	幹線道路沿線や人通りの多い道路沿線において、自動車・オートバイ・自転車でのアクセスが主たる集客方法である店舗
アルファベット	
MaaS (Mobility as a Service)	ICT を活用して交通をクラウド化し、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を 1 つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念のこと 2015(平成 27)年の ITS 世界会議で設立された MaaS Alliance では、「MaaS は、いろいろな種類の交通サービスを、需要に応じて利用できる一つの移動サービスに統合すること」と定義している
SDG s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。 2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標
SDG s 未来都市	SDG s の達成に向けた優れた取り組みを内閣府に提案し選定された都市（自治体）。本市は「豊橋市から SDG s で世界と未来につなぐ水と緑の地域づくり」を提案し、2019（令和元）年度に選定された

豊橋市都市計画マスタープラン 2021-2030
令和3年3月策定

発行◎豊橋市
編集◎豊橋市都市計画部都市計画課
〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
電話：0532-51-2622

豊橋市都市計画マスタープラン

2021-2030